

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆様に対する 支援制度について 【 第 5 版 】

(令和元年 1 1 月 1 日 改定)

このたびの豪雨災害により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。
被災された皆様が、一日でも早く生活再建に取り組むことができるよう、主な支援制度をまとめましたのでご活用ください。

第 5 版では、これまで実施してきた支援制度の一部が終了されていますので、ご注意ください。

災害相談窓口	
受付期間	平成 30 年 8 月 1 日～ (※土日祝日は除く)
受付場所	八幡浜庁舎 1 階 市民課 1 番窓口
受付時間	9 : 00～17 : 15
電話番号	0894-22-3111

種別	支援メニュー	問い合わせ先	ページ
生活支援	1. 終了 罹災証明の申請受付	総務課	1
	2. 終了 被災届出証明書の申請受付		2
	3. 被災証明書の申請受付（農業関係）	農林課	3
	4. 被災者生活再建支援制度	市民課	4
	5. 終了 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	社会福祉課	6
6. 終了 災害見舞金の支払	7		
7. 終了 災害援護資金の貸付	8		
衛生	8. 終了 宅地内の障害物（土砂等の堆積物）の除去	建設課	9
	9. 終了 被災家屋の解体・撤去	生活環境課	10
	10. 終了 災害ごみ		11
	11. 終了 家屋の消毒		12
	12. 終了 消毒薬の無料提供		13
福祉	13. 終了 福祉用具の再給付	社会福祉課	14
国民年金	14. 国民年金保険料の免除	市民課	15
税金等の減免	15. 各種証明書の交付手数料の免除	税務課 保内庁舎管理課	16
	16. 終了 介護保険料および介護サービス利用料の減免	保健センター	17
	17. 終了 障害福祉サービス利用料の減免	社会福祉課	18
	18. 終了 後期高齢者医療保険料の減免	市民課	19
	19. 医療費の一部負担金の猶予・免除		20
	20. 終了 市県民税・国民健康保険税・固定資産税の減免	税務課	22
	21. 水道料金・公共下水道使用料の減免（免除）	水道課 下水道課	23
	22. 終了 建築確認申請手数料等の減免	建設課	24
住居支援	23. 被災住宅の応急修理	市民課	25
	24. 終了 みなし仮設住宅への入居	総務課	27
子ども・教育	25. 終了 保育所・幼稚園保育料の減免	子育て支援課	28
	26. 被災者のための子育て支援サービス		29
	27. 終了 ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給増額及び現況届の提出期限延長について		30
	28. 終了 教科書及び学用品の支給	学校教育課	31
	29. 終了 八幡浜市奨学金の貸与		32

種別	支援メニュー	問い合わせ先	ページ
仕事	30. 失業給付関係対策【失業給付を受給されている方】	ハローワーク 八幡浜	33
	31. 失業給付関係対策【雇用保険支給の特例措置】		34
	32. 失業給付関係対策【休業手当を支払う場合の助成金】		35
	33. 被災中小企業・小規模事業者対策	商工観光課	36
	34. 終了 農地・農業施設等の災害復旧	農林課	38
	35. 終了 果樹被害調査及び復旧意向調査		39
	36. 終了 港湾・漁港施設の災害復旧	水産港湾課	40
その他	37. NHK 放送受信料の免除	NHK 松山放送局	41
	38. 終了 電気料金等の特別措置	四国電力	42
	39. 終了 こころの健康相談	保健センター	43
	40. 終了 愛媛県行政書士会による無料相談	愛媛県行政書士会	44
	41. 愛媛行政監視行政相談センターによる無料相談	行政相談センター	45
	42. 自然災害に便乗した義援金詐欺・悪質商法への注意喚起	商工観光課	46
	43. 自然災害を補償する損害保険について		47

【 作成・改定履歴 】

平成30年 8月 1日 初版作成

平成30年 8月 7日 第2版作成

平成30年 8月14日 第3版作成

平成31年 2月 1日 第4版作成

令和 元年11月 1日 第5版作成

1. 罹災証明の申請受付

罹災証明の申請受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 総務課危機管理・原子力対策室（八幡浜庁舎3階）
（直通電話）0894-22-5997（8:30～17:15）土日・祝日を除く

2. 被災届出証明書の申請受付

被災証明の申請受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 総務課危機管理・原子力対策室（八幡浜庁舎3階）
（直通電話）0894-22-5997（8:30～17:15）土日・祝日を除く

3.被災証明書の申請受付（農業関係）

【被災証明書（農業関係）とは】

農地・農業用施設（ハウス、果樹棚等）、農業用機械（選果機、動噴等）及び畜産物の生産に必要な施設等（豚舎、鶏舎等）の被害について、市が被害を受けた事実を証明するものです。

《用途例》

- ・補助事業の申請
- ・銀行等からの融資を受ける場合など

【撮影のポイント】

- ・被災した状況が確認できるよう多方向から撮影してください。

【受付場所】

八幡浜市役所農林課（八幡浜庁舎4階）

【申し込みに必要な書類等】

- ・被災証明書交付申請書
- ・認印
- ・本人確認書類（免許証・保険証など）
- ・代理申請の場合は委任状
- ・被害状況がわかる写真（複数枚）

【交付について】

申請時に写真等で被害の状況が確認できる場合は、その場で証明を交付します。

なお、被害状況が確認できない場合は、現地調査などで被害を確認した後に証明書を交付します。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 農林課（八幡浜庁舎4階）

（直通電話）0894-22-3117（8:30～17:15）土日・祝日を除く

4. 被災者生活再建支援制度

住宅被害を受けられた世帯を対象に、被災者生活再建支援法に基づく国の「生活再建支援金」と、愛媛県・八幡浜市の「被災者生活再建緊急支援金」を支給します。

【国の支援金】

基礎支援金・・・住宅の被災程度に応じて支給されます。

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給されます。

【県・市の支援金】

特別支援金・・・基礎支援金に上乗せして支給されます。

国の支援金の対象とならない「半壊」「床上浸水」の被災世帯にも支給されます。

【支給の対象となる被災世帯】

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が「半壊」した世帯
- ⑥ 住宅が「床上浸水」した世帯

【支援金の支給額】

被害区分	基礎支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・市の支援金)	加算支援金 (国の支援金)		合計 (国+県・市の支援金)
			住宅再建等区分	支援金額	
全壊 解体 長期避難	100万円	75万円	建設・購入	200万円	375万円
			補修	100万円	275万円
			賃貸住宅※公営住宅以外	50万円	225万円
大規模半壊	50万円	75万円	建設・購入	200万円	325万円
			補修	100万円	225万円
			賃貸住宅※公営住宅以外	50万円	175万円
半壊	—	37.5万円	—	—	37.5万円
床上浸水	—	22.5万円	—	—	22.5万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

【申請時の必要書類】

		全壊	解体		大規模 半壊	半壊	床上 浸水
			半壊 解体	敷地 被害 解体			
基礎支援金 特別支援金	罹災証明書（原本）	○	○	○	○	○	○
	滅失登記簿謄本		○	○			
	敷地被害証明書類			○			
	住民票	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○		

【申請期限】

基礎支援金：終了

加算支援金：2021年8月4日

特別支援金：終了

【その他】

- ・申請者は世帯主になります。本人確認できるものを持参してください。
（運転免許証、保険証等）
- ・住民票の住所と、罹災した住宅の住所が異なる場合は、別途確認書類が必要となりますので、事前にお問合せください。
- ・契約書等の写しは、工事請負契約書（建設又は補修）、賃貸契約書等、住宅再建方法に応じた書類で、世帯主（もしくは被災時同一世帯委員）が契約名義のものが必要です。契約書があれば、工事が完了していなくても申請することができますが、補修等で契約を締結しない場合は、工事完了後の申請となります。その場合、契約書にかえて、見積書、請求書、領収書、工事写真、完成写真等が必要となります。

【手続き及び問い合わせ先】

八幡浜市役所 市民課（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-22-3112（8:30～17:15）土日・祝日を除く

5.被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 社会福祉課 保護係（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-21-0403（8:30～17:15）土日・祝日を除く

6. 災害見舞金の支払い

災害見舞金の受付（支払い）は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 社会福祉課 庶務係（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-22-3113（8:30～17:15）土日・祝日を除く

7. 災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 社会福祉課 庶務係（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-22-3113（8:30～17:15）土日・祝日を除く

8. 宅地内の障害物（土砂等の堆積物）の除去

宅地内の障害物（土砂等の堆積物）の除去の受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 建設課（保内庁舎1階）

（直通電話）0894-36-1116（8:30～17:15）土日・祝日を除く

9.被災家屋の解体・撤去

被災家屋の解体・撤去の受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 生活環境課（八幡浜庁舎 2 階）
（直通電話）0894-22-3115（8:30～17:15）土日・祝日を除く

10. 災害ごみ

災害ごみの受け入れは、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 生活環境課（八幡浜庁舎2階）
(直通電話)0894-22-3115（8:30～17:15）土日・祝日を除く

1 1. 家屋の消毒

家屋の消毒の受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 生活環境課（八幡浜庁舎2階）

（直通電話）0894-22-3115（8:30～17:15）土日・祝日を除く

1 2. 消毒薬の無料提供

消毒薬の無料提供は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 生活環境課（八幡浜庁舎2階）
（直通）0894-22-3115（8:30～17:15）土日・祝日を除く

1 3. 福祉用具の再給付

福祉用具の再給付の受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 社会福祉課（八幡浜庁舎1階）
（直通電話）0894-21-0401（8:30～17:15）土日・祝日を除く

1 4. 国民年金保険料の免除

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（※学生を除く）（住宅・家財などに2分の1以上の損失があった場合）

- ・ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除します。

※国民年金第1号被保険者の学生は学生納付特例制度を利用できます。

【内 容】

年金保険料納付の免除ができます。

免除期間 平成30年6月分～令和2年6月分まで

【必要なもの】

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑
- ・ 被災状況届（問い合わせ先に用意しています。）

【注 意】

免除の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 市民課（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-22-3100（8:30～17:15）土日・祝日を除く

15. 各種証明書の交付手数料の免除

罹災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

【手数料が免除できる証明書の種類】

- ①所得課税証明書
- ②固定資産関係証明書
- ③納税証明書
- ④その他の税証明

※ 手数料の免除を申請される場合は、罹災証明書（コピー可）の提示が必要です。

【取り扱いができる窓口】

八幡浜市役所税務課（八幡浜庁舎2階）
保内庁舎管理課（②番を除く）（保内庁舎1階）

【問い合わせ先】

八幡浜市役所税務課（八幡浜庁舎2階）
（直通電話）0894-22-3116（8:30～17:15）土日・祝日を除く

16. 介護保険料および介護サービス利用料の減免

介護保険料および介護サービス利用料の減免受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市保健センター 介護保険係（保険センター1階）
（直通電話）0894-24-6628（8:30～17:15）土日・祝日を除く

17. 障害福祉サービス利用料の減免

障害福祉サービス利用料の減免受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 社会福祉課（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-21-0401（8:30～17:15）土日・祝日を除く

18. 後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療保険料の減免受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 市民課（八幡浜庁舎1階）
（直通電話）0894-21-0400（8:30～17:15）土日・祝日を除く

19. 医療費の一部負担金の猶予・免除

今回の豪雨で被災された下記①および②の要件に該当する方は、保険証と猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示することで、猶予（免除）を受けることができます。

【対象となる方】

①住家の全半壊、床上浸水による被災をした方 等

②八幡浜市国民健康保険、愛媛県後期高齢者医療保険

全国健康保険協会、愛媛県医師国保組合、愛媛県歯科医師国保組合

（上記以外に一部の健保組合・国保組合についても猶予（免除）される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※八幡浜市国民健康保険及び愛媛県後期高齢者医療保険加入者が、猶予された一部負担金について免除を受ける場合は、り災証明が必要なため申請をしてください。

【対象期間】

平成30年7月5日～令和元年6月30日診療分まで

※ただし、八幡浜市国民健康保険及び愛媛県後期高齢者医療保険の加入者は、愛媛県の財政支援により令和元年12月31日診療分まで、一部負担金の免除が受けられます。その他の保険の取り扱いについては各保険者にお問い合わせください。

【医療機関等に支払ってしまった一部負担金について】

原則として、当月分は医療機関の窓口へ返金の依頼をして下さい。受診月の翌月になった場合は、各保険者に還付の手続きを行って頂くことで、後日、返還されます。

【注意事項】

- ・医療機関に申告いただいた内容について、後日、各保険担当者から、確認をおこなう場合があります。
- ・入院時の食事療養費などはお支払いいただく必要があります。
- ・その他証明書の発行、還付手続き等についてご不明な点は各保険者にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国民健康保険 八幡浜市役所 市民課（八幡浜庁舎 1 階）

（直通電話）0894-22-3133（8:30～17:15）土日・祝日を除く

後期高齢者医療保険 八幡浜市役所 市民課（八幡浜庁舎 1 階）

（直通電話）0894-21-0400（8:30～17:15）土日・祝日を除く

全国健康保険協会 089-947-2100

愛媛県医師国保組合 089-943-7582

愛媛県歯科医師国保組合 089-933-4371

20. 市県民税・国民健康保険税・固定資産税の減免

市県民税・国民健康保険税・固定資産税の減免受付は、終了しました。

【問合せ先】

八幡浜市税務課（八幡浜庁舎2階）

市民税係（直通電話）0894-21-0404（8:30～17:15）土日・祝日を除く

固定資産税係（直通電話）0894-21-0405（8:30～17:15）土日・祝日を除く

2 1. 水道料金・公共下水道使用料の減免（免除）

今回の豪雨により被災された方の水道料金及び公共下水道使用料を減免（免除）します。

【対象となる方】

- ・ 八幡浜市水道事業上水道及び公共下水道使用者
- ・ 平成 30 年 7 月の豪雨災害により被災し「罹災証明書」の発行を受けた方のうち、半壊以上と認定された方
- ・ 避難勧告継続中の地区で、現在、避難により別の場所で生活をしている方（避難勧告対象地区での契約分が対象です。）

【減免（免除）の内容】

水道料金及び公共下水道使用料については、被災対象使用期間を含む 3 か月分を免除とし、次の 3 ヶ月分を半額とします。

【提出書類】

- ・ 水道料金・公共下水道料金減免申請書

【その他】

別途、罹災証明の申請手続きが必要です。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 水道課（八幡浜庁舎 4 階、保内庁舎 2 階）、下水道課（保内庁舎 2 階）

水道課（直通電話）0894-36-0621（8:30～17:15）土日・祝日を除く

下水道課（直通電話）0894-36-0574（8:30～17:15）土日・祝日を除く

2 2. 建築確認申請手数料等の減免

建築確認申請手数料等の減免受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 建設課（保内庁舎1階）

（直通電話）0894-36-1116（8:30～17:15）土日・祝日を除く

又は

南予地方局八幡浜土木事務所管理課建築指導係 0894-22-4111

23. 被災住宅の応急修理

今回の豪雨によって住宅が半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

【対象となる方】

以下の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- ・災害により住宅が半壊以上被害を受けたこと
※全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。
- ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
- ・自ら修理する資力のないこと

【支援内容】

修理限度は1世帯当たり584,000円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

【申請期限】

申込受付期限：令和元年12月27日（金）

修理完了期限：令和2年3月31日（火）

【必要書類】

- ・住宅の応急修理申込書
- ・資力に関する申出書（「半壊」の場合のみ）
- ・住宅の応急処理申込チェックシート
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・本人確認できるもの（免許証、保険証等）
- ・申込者の印鑑（認印）

【その他】

- ・修理を工務店等に発注する前にご相談ください。
- ・すでに支払が終わったものは対象となりません。ただし、工事代金の精算前であって、かつ、応急修理の要件に適合（写真等で確認できる）するものであれば、対象とすることが可能となる場合がありますので、ご相談ください。

【手続き及び問い合わせ先】

八幡浜市役所 市民課（八幡浜庁舎 1 階）

（直通電話） 0894-22-3112（8:30～17:15） 土日・祝日を除く

24. みなし仮設住宅への入居

みなし仮設住宅への入居受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 総務課危機管理・原子力対策室

(直通電話) 0894-22-5997 (8:30~17:15) 土日・祝日を除く

25.保育所・幼稚園保育料の減免

保育所・幼稚園保険料の減免受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 子育て支援課（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-21-0402（8:30～17:15）土日・祝日を除く

26.被災者のための子育て支援サービス

被災者の方が自宅の復旧作業等に当たっている間、自宅等での保育が困難な場合には、次の子育て支援サービスを利用できます。

【一時預かり】

- ・実施内容 1才から小学校入学前の幼児を一時的に預かります。
- ・実施場所 愛宕保育所 保内保育所
- ・実施時間 午前8:30~午後4:00
- ・お申込み 各保育所等へ直接ご相談、お申し込みをお願いします。
- ・連絡先 愛宕保育所 0894-22-4623
保内保育所 0894-21-2844

【児童センター等】

- ・実施内容 地域の子どもの遊び場や保護者の相談などに利用できます。
- ・実施場所 ①八幡浜児童センター（0~18歳の子ども）
実施時間 午前9:30~午後6:00
お休み 金曜日（祝日の場合は翌日）
連絡先 0894-22-5171
②保内児童センター（0~18歳の子ども）
実施時間 午前9:30~午後8:00
お休み 月曜日（祝日の場合は翌日）
連絡先 0894-21-2846

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 子育て支援課（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-21-0402（8:30~17:15）土日・祝日を除く

27.ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給増額及び現況届の提出期限延長について

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給増額及び現況届の提出期限延長の受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 子育て支援課（八幡浜庁舎1階）

（直通電話）0894-21-0402（8:30～17:15）土日・祝日を除く

28.教科書及び学用品の支給

教科書及び学用品の支給受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市教育委員会・学校教育課（保内庁舎3階）

（直通電話）0894-21-6862（8:30～17:15）土日・祝日を除く

29.八幡浜市奨学金の貸与

八幡浜市奨学金の貸与受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市教育委員会・学校教育課（保内庁舎3階）
（直通電話）0894-21-6862（8:30～17:15）土日・祝日を除く

30.失業給付関係対策【失業給付を受給されている方】

失業給付を受給されている方に対して、次のような制度があります。

【受付期限】 令和元年11月19日（火）

【内 容】

①ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます

災害等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出や、やむを得ない理由を証明する書類は不要。）

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。（やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。）

②他のハローワークでも失業認定の手続きができます

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。（給付手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。）

【受付・相談窓口】

ハローワーク八幡浜 0894-22-4033

31.失業給付関係対策【雇用保険支給の特例措置】

被災区域の事業所の労働者が、災害により離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

【受付期限】 令和元年11月19日（火）

【内 容】

事業所が、休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

【対象となる方】

雇用保険に6か月以上加入している方。

【必要書類等】

- ・勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」
- ・身分証明書（運転免許など）
- ・本人名義の預（貯）金通帳（カード）
- ・写真（縦3cm×横2.5cm）

※これらの書類等がない場合でも手続きを行うことができる場合がありますので、ハローワークにご相談ください。

【制度利用にあたっての留意事項】

この特例措置を利用して失業給付を受けた方については、休業が終了し雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前雇用保険の被保険者であった期日は通算されません。

【受付・相談窓口】

ハローワーク八幡浜 0894-22-4033

32.失業給付関係対策【休業手当を支払う場合の助成金】

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

【内 容】

特例により労働者に支払った休業手当相当額の4/5（中小企業の場合）が助成されます。

【休業の例】

例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。

- ・交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
- ・損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
- ・風評被害による観光客の減少により、売り上げが減少した場合等

【要件（事業活動の縮小について）】

激甚災害に指定されたことにより、要件が緩和されています。

- ・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- ・平成30年7月豪雨発生時において起業後1年未満の事業主については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較する。

【受付・相談窓口】

上記に関する詳細な内容及び激甚災害指定後の要件については、ハローワーク八幡浜にお問い合わせください。

ハローワーク八幡浜 0894-22-4033

33. 被災中小企業・小規模事業者対策

【被災中小企業者等支援策ガイドブック】

中小企業庁では、被災した中小企業者の事業の復旧・再開を支援するため、様々な団体の中小企業者向け支援策の情報をまとめています。

[中小企業庁 HP](#)→[災害関連情報](#)→[平成 30 年 7 月豪雨関連情報](#)から詳細な内容をご確認いただけます。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html>)

【特別相談窓口の設置】

被災地域において特別相談窓口が設置されています。愛媛県内の各相談窓口は次のとおりですので、以下の各制度及び詳細な内容については、該当の窓口へご相談ください。

- ・日本政策金融公庫 松山支店 中小企業事業 089-943-1231
- ・ // 松山支店 国民生活事業 089-941-6148
- ・ // 新居浜支店 国民生活事業 0897-33-9101
- ・ // 宇和島支店 国民生活事業 0895-22-4766
- ・商工組合中央金庫 松山支店 089-921-9151
- ・愛媛県信用保証協会 089-931-2114
- ・八幡浜商工会議所 0894-22-3411
- ・愛媛県商工会連合会 089-924-1103
- ・愛媛県中小企業団体中央会 089-955-7150
- ・愛媛県よろず支援拠点 089-960-1131
- ・中小企業基盤整備機構四国本部 087-811-3330

【災害復旧貸付】

被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資する制度です。

【セーフティネット保証 4 号の適用】

今回の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証する制度です。

【小規模企業共済災害】

被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付が適用されます。

【ホームページ】

[経済産業省 HP](#) → [ニュースリリース](#) → [中小企業・地域産業経済](#)

から詳細な内容をご確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007.html>

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 商工観光課（八幡浜庁舎 4階） 0894-22-3101

34.農地・農業施設等の災害復旧

農地・農業用施設等の災害復旧受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 農林課（八幡浜庁舎4階）

（直通電話）0894-22-3117（8:30～17:15）土日・祝日を除く

35.果樹被害調査及び復旧意向調査

果樹被害調査及び復旧意向調査の受付けは、終了しました。

- ※ 上記期間以外は営農再建支援相談窓口で対応します(平日 8:30～17:15)。
(八幡浜支局地域農業育成室 0894-23-0163、西予農業指導班 0894-62-0407)

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 農林課 (八幡浜庁舎 4 階)

(直通電話) 0894-22-3117 (8:30～17:15) 土日・祝日を除く

36.港湾・漁港施設の災害復旧

港湾・漁港施設の災害復旧受付は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 水産港湾課（八幡浜庁舎4階）

（直通電話）0894-22-5989（8:30～17:15）土日・祝日を除く

37.NHK 放送受信料の免除

半壊又は床上浸水以上の被害を受けた方の、放送受信料を免除します。

【免除の期間】

平成 30 年 7 月から平成 30 年 12 月まで（6 ヶ月間）

【免除の手続き】

「放送受信料免除申請書」（市 HP よりダウンロードできます）と、罹災証明書の写しを添えて、下記まで送付してください。

【送付先】

〒790-8501

松山市堀之内 5 番地

NHK 松山放送局営業推進部

【問い合わせ先】

NHK 松山放送局営業推進部

電話番号：0570-077-077（午前 9 時～午後 8 時）

38.電気料金等の特別措置

電気料金等の特別措置は、終了しました。

【問い合わせ先】

四国電力株式会社 八幡浜営業所 0120-410-796

(受付：月～土曜日 8：40～17：20 まで（祝日を除く）)

39.こころの健康相談

こころの健康相談は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市保健センター 成人保健係（保健センター1階）
（直通電話）0894-24-66268：40～17：20まで（祝日を除く）

40.愛媛県行政書士会による無料相談

愛媛県行政書士会による無料相談は、終了しました。

【問い合わせ先】

八幡浜市役所 総務課危機管理・原子力対策室（八幡浜庁舎3階）
（直通電話）0894-22-5997（8:30～17:15）土日・祝日を除く

41.愛媛行政監視行政相談センターによる無料相談

☆～豪雨災害被災者の皆様に～「災害特別行政相談窓口」のお知らせ

このたびの豪雨災害で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

愛媛行政監視行政相談センター（所長 勝山 寛）では、国の行政に関する苦情・要望などの相談を受け、その解決や実現を促進しています。

今回、愛媛行政監視行政相談センターでは、皆様からのご相談に対応するため、以下のとおり「災害特別行政相談窓口」を開設しております。

「どのような支援策があるか知りたい」、「どこに相談したらよいか分からない」、「困っていることがある」などございましたら、ご相談ください。

【ご利用方法】 ※無料 秘密厳守

- ① 相談専用電話：089-921-1100
- ② F A X：089-934-5917
- ③ インターネット：
http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/ehime/ehime_07_1.html
- ④ ご訪問の方
 - 愛媛行政監視行政相談センター きくみみ愛媛
 - ・受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※平日。左記以外は留守番電話で対応します。
 - ・場所：松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4 階
※センターHPトップの「連絡先・所在地」をご参照ください。

42. 自然災害に便乗した義援金詐欺・悪質商法への注意喚起

自然災害に便乗した義援金詐欺・悪質商法などの事案が発生することがあります。困ったことなどがあれば、八幡浜市消費生活センターまでご相談ください。

【今後発生が懸念される事案】

- ・「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の修理を契約させる。
- ・「損害保険等による保険金を利用できる」と保険金申請の手続き代行から工事まで請け負うという契約をさせて、高額な手数料や解約料を請求する。
- ・ボランティアや公的機関を装い「何か困っていることはありませんか」「清掃に来ました」などと訪問し、頼んだ後で高額な料金を請求する。
- ・電力会社などを名乗り「災害後の点検」と言って訪問し、災害による修理と称して高額な料金を請求する。

【消費生活センターからのアドバイス】

- ・知らない人が訪問してきたら用件を確認し、不審な場合は絶対に家の中に入れないようにしましょう。
- ・工事を勧められても、すぐに契約せず、家族などと相談しましょう。
- ・損害保険等の保険料を利用した工事を検討する場合は、まず自分で保険会社に相談してください。
- ・困った時やトラブルが生じた場合は消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・八幡浜市消費生活センター（八幡浜庁舎4階） 0894-24-0188
平日 午前8時30分から午後5時15分
- ・国民生活センター
消費者ホットライン 188（市外局番なし）
土日祝日 午前10時から午後4時
- ・愛媛県弁護士会 平成30年7月豪雨無料相談
0120-585-855（祝日除く月・水・金曜日12時～14時） ※3/29まで

43.自然災害を補償する損害保険について

自然災害を補償する損害保険について、一般社団法人日本損害保険協会が、契約内容の確認などの相談を受け付けています。災害により契約書類等を紛失された場合など、下記の自然災害等損保契約照会センターへお問合せください。

一般社団法人 日本損害保険協会 相談窓口

○そんぽ ADR センター

TEL : 0570-022808 (ナビダイヤル : 通話料有料)

受付時間 9 : 15~17 : 00 (月~金曜日)

(祝日・休日及び12月30日~1月4日をのぞく)

【問い合わせ先】

○自然災害等損保契約照会センター

TEL : 0120-501331

受付時間 9 : 15~17 : 00 (月~金曜日)

(祝日・休日及び12月30日~1月4日をのぞく)

※自然災害等損保契約照会センターでは、災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様について、損害保険の契約有無のご照会を受け付けています。